

# 条 件 書

## 共通条件

1. 工事現場には、「道路工事現場の交通保安措置基準」等に基づく保安施設等を適切に設置すること。
2. 工事の施工にあたっては、道路及び法定外道路（以下「道路等」という。）の維持管理を十分行い諸標識、柵及び夜間の赤色灯その他必要な保安施設を完備し交通に支障なきよう施工し事故防止に万全を期すること。
3. 工事の着手にあたり、やむを得ず通行禁止及び片側一方通行をする場合は、所定の手続きを行い、また地元関係者等と緊密に連絡をとること。
4. 工事施工に際し、車両通行止とする場合は、事前消防本部および明石市環境室並びに明石市都市整備室（たこバス路線の場合）等関係機関と協議すること。
5. 工事に伴い信号機、道路標識、道路等の表示等を移設もしくは除去しなければならない場合は、速やかに警察署長に届け出ること。また、移設、除去または損傷した場合の修復は、施工者において行うこと。
6. 工事現場及びその周辺は常に整理して、一般交通に著しく支障を及ぼさないようにすること。
7. 工事箇所にて地下埋設物がある場合は、当該埋設物管理者等と協議して、埋設物の移設その他の事前措置及び工事中の防護措置をすること。
8. 掘削跡の埋戻しは掘削した後、直ちに完了すること。工事の都合上、不可能な場合は、特に片側の道路等及び迂回路の整備並びに保安施設を完全にし、交通並びに道路等の保安上完全な措置をとること。
9. 占有者は、本復旧まで絶えず係員を巡回させ、陥没・段差等の不良箇所が生じた場合は、直ちに材料を補てんし交通の円滑を図るようにすること。
10. 自動車等の通行止めをして工事を施工する場合は、通行車両に対する事前広報を十分に行うとともに、その施工時には直近の交差点並びに別に指定した場所に迂回路を明確に記入した「迂回指導致板」を設置すること。
11. 工事中は、工事現場及び迂回路入口付近に各1名以上の保安要員を配置すること。
12. 道路等を横断して掘削する場合は、原則として交通に著しく支障を及ぼさない範囲で片側の掘削を行い、その部分に交通を妨げない措置を講じた後、片側の掘削を行うこと。
13. 工事の期間、方法等を変更しなければならない場合は、速やかに警察署長、道路管理者および法定外道路管理者（以下「道路管理者等という」）に届け出ること。
14. 掘削跡が沈下しないよう埋戻しは層厚20cmごとにパイプレーションローラー、ランマー等の転圧機またはその他適当な機械で十分締め固めること。
15. 埋戻しは、良質（CBR値8以上）の埋戻し材で行うこと。
16. 道路工事に際して、ガス、水道漏れなどの恐れがあり、道路交通及び付近の住民、家屋等に危険が少しでも予想される場合は、その関係者に速やかに通報し、早急に修理などの措置をとること。
17. 工事現場には、作業着手から終了まで道路使用許可を受けた責任者を配置し各種事故防止に努めること。なお、現場責任者は特に責任者であることを表示した腕章を着装すること。
18. 申請者または現場責任者は、工事（作業）着手前に許可の条件を工事現場関係者全員に徹底させること。
19. 現場における責任者は、工事中この許可（協議書）又はその写しを携帯すること。
20. 工事に伴い、付近住民・自治会・学校・病院・事業所等に事前に工事内容、工期等十分説明協議すること。
21. 区画線及び道路標示等を損傷した場合は速やかに復旧すること。
22. 工事期間中は歩行者が安全に通行できるようにすること。（必要に応じて仮歩道を設置すること。）
23. 道路法、同法施行令、その他関係法令で定められた事項を遵守すること。
24. その他道路管理者等の指示に従うこと。法令及び許可条件に違反した時は、許可の取消並びに次回申請不許可となるも異議なきこと。
25. 警察署長の道路の使用許可を受けた後でなければ、当該工事に着手しないこと。
26. 道路等の掘削工事の重複を避けるため、建築物の新築、増改築工事、造成工事等他の掘削工事がある場合は、他の工事者と協議すること。
27. 工事完了後、2年以内に復旧工事が原因で道路等が損傷した場合、占有者は道路管理者等の指示のとおり、自らの負担で直ちに道路等を修復しなければならない。
28. 改良または排水接続予定の道路等の側溝について、農業用水利用の有無を水路管理者に確認すること。また利用されている場合は、水路関係者と調整すること。
29. グリーン薄層カラー舗装の復旧は「日塗工番号F52-40L」を使用するものとし明石市道路管理者等へ確認すること。

## 道路占用許可条件および法定外道路占用許可条件

1. 工事竣工後、直ちに届出書を提出し、指示及び検査を受けること。
2. 占用物件は占有者の責任において善良な維持管理をすること。また占用に関し、第三者または市に損害をおよぼしたときは、一切の賠償責任を負うこと。
3. 占用物件等に変更が生じた場合は速やかに変更届出をすること。
4. 占用期間満了後、引き続き占用する時は期間満了2週間前までに継続変更の届出をすること。占用目的を変更する時も同様とする。また、占用を廃止した時は速やかに廃止届出をすること。
5. 占用期間中であっても、市が行う道路に関する工事において必要があると認めて占用物件の改造、移設、除去等を命じた時は、直ちに占有者の負担において履行すること。
6. 占用期間が満了し、もしくは占用を廃止または占用の許可を取り消された時は、道路を直ちに占用前の状態に復旧し占用廃止の届出をすること。
7. 占用料金は明石市道路占用料徴収条例に基づき納入すること。
8. 占用物設置に際し隣接する土地所有者及び使用者等に対し十分今後の処置等も説明を行い同意を得ること。

## 道路占用物件および法定外道路占用物件の維持管理義務について

1. 道路法において、道路占有者による占用物件の維持管理義務が明確にされています。また、法定外道路への占用においても前述の規定を準拠します。
2. 占用物件が道路等の構造や交通に支障を及ぼし、またはそのおそれがある場合には、維持管理義務違反に問われる可能性があります。
3. 各物件の管理等について定めた法令（以下「個別法令」という。）において定められた維持管理の基準を遵守していない場合にも、維持管理義務違反に問われる可能性があります。
4. 道路管理者等から、道路占有者に対して、占用物件の維持管理の状況等について報告を求められることがあります。また、道路管理者等が道路占有者の事務所等に立ち入り、書類等の検査を行う可能性もあります。
5. 道路管理者等から、道路占有者に対して、占用物件の維持管理の修繕等を命じる可能性があります。

## 工事施工承認条件

1. 本件にかかる道路もしくはその附属物を構成した物件は工事竣工と同時に明石市に帰属するものとする。
2. 道路の現状回復の費用はすべて申請者の負担とする。

## 審査請求または処分の取消しの訴え

1. この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に明石市長に対して審査請求をすることができる。
2. この決定の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に明石市を被告として（明石市長が被告の代表者となる。）、提起することができる。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならない。